

令和8年第2回宝塚市議会定例会提出議案に係る参考

報告第 2 号	専決処分した事件の承認を求めることについて（宝塚市市税条例の一部を改正する条例の制定について）
報告第 3 号	専決処分した事件の承認を求めることについて（宝塚市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について）
報告第 4 号	専決処分した事件の承認を求めることについて（宝塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）
議案第 49 号	執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 50 号	宝塚市市税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 51 号	宝塚市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 52 号	職員の分限の方法及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 53 号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
議案第 54 号	宝塚市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 55 号	宝塚市立地域児童育成会条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 56 号	宝塚市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 57 号	和解することについて
議案第 58 号	損害賠償の額の決定について
議案第 59 号	宝塚市自治功労者の認定について
議案第 60 号	宝塚市自治功労者の認定について
議案第 61 号	宝塚市農業委員会の委員任命につき同意を求めることについて
諮問第 2 号	人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて

報告第2号

専決処分した事件の承認を求めることについて
宝塚市市税条例(昭和29年条例第32号)新旧対照表

改正前	改正後
<p>(納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第20条 納税者又は特別徴収義務者は、第41条、第47条、第47条の2若しくは第47条の5(第52条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第49条の4第1項(第49条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第50条第1項(法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。)、第52条の7、第62条、<u>第77条の7第1項</u>、第80条第2項、第93条第1項若しくは第2項、第97条第2項、第136条第1項又は第141条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長のあったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、当該各号に定める期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>第77条の7第1項の申告書</u>、第93条第1項若しくは第2項の申告書又は第136条第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(3) <u>第77条の7第1項の申告書</u>、第93条第1項若しくは第2項の申告書又は第136条第1項の申告書で、その提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(所得割の課税標準)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第20条 納税者又は特別徴収義務者は、第41条、第47条、第47条の2若しくは第47条の5(第52条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第49条の4第1項(第49条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第50条第1項(法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。)、第52条の7、第62条 _____、第80条第2項、第93条第1項若しくは第2項、第97条第2項、第136条第1項又は第141条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長のあったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、当該各号に定める期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) _____第93条第1項若しくは第2項の申告書又は第136条第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(3) _____第93条第1項若しくは第2項の申告書又は第136条第1項の申告書で、その提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(所得割の課税標準)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2 (略)</p>

3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等(以下この項及び次項並びに第35条の9において「特定配当等」という。)

に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。

4～6 (略)

(軽自動車税の納税義務者等)

第77条 軽自動車税は、三輪以上の軽自動車に対し、当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、法第442条第3号に規定する軽自動車等(以下軽自動車税において「軽自動車等」という。)に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含めないものとする。

3 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、これを課さない。

(軽自動車税のみならず課税)

第77条の2 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者(以下この節において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。)又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を三輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等(以下この項において「販売業者等」という。)が、その製造により取得した三輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。)以外の目的に供するため取得した三輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法

3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等(次項及び第35条の9において「特定配当等」という。)(同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。)

に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。

4～6 (略)

(軽自動車税の納税義務者等)

第77条 軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

2 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により軽自動車税を課することができない者である場合には、前項の規定にかかわらず、当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、この限りでない。

(軽自動車税のみならず課税)

第77条の2 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合(当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。)には、当該販売業者等を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

- 4 法の施行地外で三輪以上の軽自動車を取得した者が、当該三輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該三輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

(環境性能割の課税標準)

第77条の4 環境性能割の課税標準は、三輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第77条の5 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

- (1) 法第451条第1項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1
- (2) 法第451条第2項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2
- (3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第77条の6 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第77条の7 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる三輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

- 2 三輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第77条の8 環境性能割の納税義務者が前条の

規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第77条の9 市長は、公益のため直接専用する三輪以上の軽自動車又は第85条の2第1項各号に掲げる軽自動車等(三輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

(種別割 の課税免除)

第78条 商品であって使用しない軽自動車等に対しては、種別割 を課さない。

(種別割 の税率)

第79条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割 の税率は、1台についてそれぞれ当該各号に定める額とする。

(種別割 の賦課期日及び納期)

第80条 種別割 の賦課期日は、4月1日とする。

2 種別割 の納期は、5月11日から同月31日までとする。

3 (略)

(種別割 の徴収方法)

第81条の2 種別割 は、普通徴収の方法によって徴収する。

(種別割 の納税通知書)

第81条の3 種別割 の納税通知書は、市長が定める様式による。

(種別割 に関する申告又は報告)

第82条 種別割 の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車又は2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書及びその者の住所を証明すべき書類を、原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書及び

(軽自動車税の課税免除)

第78条 商品であって使用しない軽自動車等に対しては、軽自動車税を課さない。

(軽自動車税の税率)

第79条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する軽自動車税の税率は、1台についてそれぞれ当該各号に定める額とする。

(軽自動車税の賦課期日及び納期)

第80条 軽自動車税の賦課期日は、4月1日とする。

2 軽自動車税の納期は、5月11日から同月31日までとする。

3 (略)

(軽自動車税の徴収方法)

第81条の2 軽自動車税は、普通徴収の方法によって徴収する。

(軽自動車税の納税通知書)

第81条の3 軽自動車税の納税通知書は、市長が定める様式による。

(軽自動車税に関する申告又は報告)

第82条 軽自動車税の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車又は2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書及びその者の住所を証明すべき書類を、原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書及び

その者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があった事項について軽自動車又は2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4の2様式による申告書を、原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車又は2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4の2様式による申告書を、原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。

4 (略)

(種別割 _____ に係る不申告等に関する過料)

第83条 (略)

(種別割 _____ の減免)

第85条 市長は、公益のため直接専用する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割 _____を減免する。

2 前項の規定により種別割 _____ の減免を受けようとする者は、納期限の日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)～(8) (略)

3 第1項の規定により種別割 _____ の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(身体障害者等に対する種別割 _____ の減免)

第85条の2 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割 _____を減免する。

その者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があった事項について軽自動車又は2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4様式による申告書を、原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車又は2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4様式による申告書を、原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。

4 (略)

(軽自動車税に係る不申告等に関する過料)

第83条 (略)

(軽自動車税の減免)

第85条 市長は、公益のため直接専用する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、軽自動車税を減免する。

2 前項の規定により軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限の日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)～(8) (略)

3 第1項の規定により軽自動車税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)

第85条の2 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、軽自動車税を減免する。

(1)・(2) (略)

2 前項第1号の規定により種別割_____の減免を受けようとする者は、納期限の日までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないもの)にあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。))又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。))及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。))又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。))が記録された免許情報記録個人番号カード(同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。))を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

3 (略)

4 第1項第2号の規定により種別割_____の減免を受けようとする者は、納期限の日までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示(市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

5 前条第3項の規定は、第1項の規定により種別割_____の減免を受けている者について準用する。

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識

(1)・(2) (略)

2 前項第1号の規定により軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限の日までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないもの)にあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。))又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。))及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。))又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。))が記録された免許情報記録個人番号カード(同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。))を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

3 (略)

4 第1項第2号の規定により軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限の日までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示(市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

5 前条第3項の規定は、第1項の規定により軽自動車税の減免を受けている者について準用する。

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識

の交付等)

第86条 (略)

2 法第445条若しくは第77条の3、第78条又は第77条第3項ただし書の規定により種別割を課すことのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をしてその車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。種別割を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条若しくは第77条の3、第78条又は第77条第3項ただし書の規定により種別割を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、同様とする。

3～6 (略)

7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなったとき、又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して種別割が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

8・9 (略)

附 則

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第6条の3 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年(次条において「居住年」という。)が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。)においては、法附則第5条の4第6項に規定するところにより控除すべき額(第3項において「市民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。)を、当該納税義務者の第35条の3及び第35条の6の規定を適用した

の交付等)

第86条 (略)

2 法第445条若しくは第77条の3、第78条又は第77条第2項ただし書の規定により軽自動車税を課すことのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をしてその車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。軽自動車税を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条若しくは第77条の3、第78条又は第77条第2項ただし書の規定により軽自動車税を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、同様とする。

3～6 (略)

7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなったとき、又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して軽自動車税が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

8・9 (略)

附 則

場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第35条の8及び第35条の9第1項の規定の適用については、第35条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第6条の3第1項」と、同項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第6条の3第1項」とする。

3 第1項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び市民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した市民税住宅借入金等特別税額控除申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。)を、市長に提出した場合(法附則第5条の4第9項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。)に限り、適用する。

第6条の3の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第35条の3及び第35条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第35条の8及び第35条の9第1項の規定の適用については、第35条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第6条の3の2第1項」と、第35条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第6条の3の2第1項」とする。

(令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第6条の6 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第6条の3 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)には

_____、法附則第5条の4第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第35条の3及び第35条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第35条の8及び第35条の9第1項の規定の適用については、第35条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第6条の3第1項」と、第35条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第6条の3第1項」とする。

(令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第6条の6 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税

義務者(次条及び附則第6条の8において「特別税額控除対象納税義務者」という。)の第35条の3、第35条の6から第35条の9まで、附則第4条の3第2項、附則第6条第1項、附則第6条の3の2第1項及び附則第6条の4の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 (略)

(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第6条の9 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第35条の3、第35条の6から第35条の9まで、附則第4条の3第2項、附則第6条第1項、附則第6条の3の2第1項及び附則第6条の4の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第7条 昭和57年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第37条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第37条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない事由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第37条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第26条、第35条の2から第35条の3まで、第35条の6から第35条の8まで、附則第6条第1項、第6条の3第1項、第6条の3の2第1項及び附則第6条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすること

義務者(次条及び附則第6条の8において「特別税額控除対象納税義務者」という。)の第35条の3、第35条の6から第35条の9まで並びに附則第4条の3第2項、第6条第1項、第6条の3第1項及び第6条の4の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 (略)

(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第6条の9 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第35条の3、第35条の6から第35条の9まで並びに附則第4条の3第2項、第6条第1項、第6条の3第1項及び第6条の4の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第7条 昭和57年度から令和12年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第37条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第37条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない事由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第37条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第26条、第35条の2から第35条の3まで、第35条の6から第35条の8まで、附則第6条第1項、第6条の3第1項 _____ 及び附則第6条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすること

ができる。

3 (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第9条の2 (略)

2 (略)

3 法附則第15条第14項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の3(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第14項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1)とする。

4 法附則第15条第21項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

5 法附則第15条第22項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

6 法附則第15条第22項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

7 法附則第15条第22項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

8 法附則第15条第23項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

9 法附則第15条第23項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

10 法附則第15条第25項第1号イに規定する設備について同号イに規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

11 法附則第15条第25項第1号ロに規定する設備について同号ロに規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

12 法附則第15条第25項第1号ハに規定する設備について同号ハに規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

13 法附則第15条第25項第1号ニに規定する設備について同号ニに規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

14 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、14分の11とする。

15 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号イに規定する市町村の条例で定める割合は、12分の7とする。

16 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号ロに規定する市町村の条例で定める割合は、12分の7とする。

ができる。

3 (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第9条の2 (略)

2 (略)

3 法附則第15条第13項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の3(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第13項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1)とする。

4 法附則第15条第20項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

5 法附則第15条第21項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

6 法附則第15条第21項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

7 法附則第15条第21項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

8 法附則第15条第22項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

9 法附則第15条第22項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

17 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号ハに規定する市町村の条例で定める割合は、12分の7とする。

18 法附則第15条第25項第4号イに規定する設備について同号イに規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

19 法附則第15条第25項第4号ロに規定する設備について同号ロに規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

20 法附則第15条第25項第4号ハに規定する設備について同号ハに規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

21 法附則第15条第28項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

22 法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

23 法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

24 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

25 法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

26 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

27 (略)

28 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第9条の3 (略)

2～6 (略)

7 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第16項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

8 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基

10 法附則第15条第27項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

11 法附則第15条第31項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

12 法附則第15条第35項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

13 法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

14 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

15 法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

16 (略)

17 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第9条の3 (略)

2～6 (略)

7 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第17項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

8 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基

準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

9 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 令附則第12条第23項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) (略)

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第24項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) (略)

10 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) (略)

11 (略)

12 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

9 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 令附則第12条第24項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) (略)

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第25項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) (略)

10 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第32項に規定する補助金等

(6) (略)

11 (略)

12 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) (略)

13・14 (略)

15 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は同法附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

16 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である

_____旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別

(4)～(6) (略)

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第14条の3 営業用の三輪以上の軽自動車に対

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第32項に規定する補助金等

(6) (略)

13・14 (略)

15 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は同法附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

16 法附則第15条の11第1項の改修特別特定建築物について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準(同条第3項の条例で付加した事項を含む。)又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条各号に掲げる特別特定建築物(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。)のいずれに該当するかの別

(4)～(6) (略)

する第77条の5の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

- 2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第77条の5(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

- 第14条の4 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、兵庫県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

- 2 兵庫県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が法第446条第1項(同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

- 3 兵庫県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第14条の6の規定により読み替えられた第77条の7第1項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後に知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことに
よるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る三輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該三輪以上の軽自動車の取得者とみな

して、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

- 4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(軽自動車税の環境性能割の非課税及び減免の特例)

第14条の5 当分の間、軽自動車税の環境性能割に係る第77条の3の規定は、適用しない。

- 2 市長は、当分の間、第77条の9の規定にかかわらず、兵庫県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当する三輪以上の軽自動車に対し、兵庫県の自動車税の環境性能割の減免の例により軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第14条の6 第77条の7第1項の規定による申告納付又は同条第2項の規定による報告については、当分の間、同条中「市長」とあるのは「兵庫県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第14条の7 市は、兵庫県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として兵庫県に交付する。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第15条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する

車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第79条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

- 2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第79条の規定の適用については、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日まで の間に初

(軽自動車税_____の税率の特例)

第15条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項及び第3項_____において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税_____ に係る第79条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

- 2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第79条の規定の適用については、当該軽自動車が令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間に初

回数両番号指定を受けた場合には、当該初回数両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける三輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)(営業用の乗用のものに限る。)に対する第79条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回数両番号指定を受けた場合には、当該初回数両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第79条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車~~が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回数両番号指定を受けた場合には、当該初回数両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。~~

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第15条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車~~が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)~~に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第80条第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその

回数両番号指定を受けた場合には、当該初回数両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税_____に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける三輪以上の同項_____に規定するガソリン軽自動車(以下この項_____において「ガソリン軽自動車」という。)(営業用の乗用のものに限る。)に対する第79条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車~~が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回数両番号指定を受けた場合には、令~~和8年度分

_____の軽自動車税_____に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

(軽自動車税_____の賦課徴収の特例)

第15条の2 市長は、軽自動車税_____の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車~~が前条第2項又は第3項_____の規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)~~に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税_____の額について不足額があることを第80条第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその

他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定(第82条及び第83条の規定を除く。)を適用する。

- 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第15条の4 (略)

2 (略)

- 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第35条の6から第35条の8まで、第35条の9第1項、附則第6条第1項、第6条の3第1項及び第6条の3の2第1項の規定の適用については、第35条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第15条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の7第1項前段、第35条の8、第35条の9第1項、附則第6条第1項、第6条の3第1項及び第6条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第15条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第15条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

第15条の5 (略)

2 (略)

- 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定(第82条及び第83条の規定を除く。)を適用する。

- 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第15条の4 (略)

2 (略)

- 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第35条の6から第35条の8まで、第35条の9第1項並びに附則第6条第1項及び第6条の3第1項の規定の適用については、第35条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第15条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の7第1項前段、第35条の8、第35条の9第1項並びに附則第6条第1項及び第6条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第15条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第15条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

第15条の5 (略)

2 (略)

- 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第35条の6から第35条の8まで、第35条の9第1項、附則第6条第1項、第6条の3第1項及び第6条の3の2第1項の規定の適用については、第35条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第15条の5第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の7第1項前段、第35条の8、第35条の9第1項、附則第6条第1項、第6条の3第1項及び第6条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第15条の5第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第15条の5第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

4 (略)

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第16条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第35条の6から第35条の8まで、第35条の9第1項、附則第6条第1項、附則第6条の3第1項及び附則第6条の3の2第1項の規定の適用については、第35条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の7第1項前段、第35条の8、第35条の9第1項、附則第6条第1項、附則第6条の3第1項及び附則第6条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第16条の2 昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲

(2) 第35条の6から第35条の8まで、第35条の9第1項並びに附則第6条第1項及び第6条の3第1項の規定の適用については、第35条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第15条の5第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の7第1項前段、第35条の8、第35条の9第1項並びに附則第6条第1項及び第6条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第15条の5第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第15条の5第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

4 (略)

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第16条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第35条の6から第35条の8まで、第35条の9第1項並びに附則第6条第1項及び第6条の3第1項の規定の適用については、第35条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の7第1項前段、第35条の8、第35条の9第1項並びに附則第6条第1項及び第6条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第16条の2 昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲

渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) (略)

- 2 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 (略)

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第17条 (略)

2~4 (略)

- 5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第35条の6から第35条の8まで、第35条の9第1項、附則第6条第1項、附則第6条の3第1項及び附則第6条の3の2第1項の規定の適用については、第35条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の7第1項前段、第35条の8、

渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) (略)

- 2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 (略)

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第17条 (略)

2~4 (略)

- 5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第35条の6から第35条の8まで、第35条の9第1項並びに附則第6条第1項及び第6条の3第1項の規定の適用については、第35条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の7第1項前段、第35条の8、

第35条の9第1項、附則第6条第1項、附則第6条の3第1項及び附則第6条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第35条の6から第35条の8まで、第35条の9第1項、附則第6条第1項、附則第6条の3第1項及び附則第6条の3の2第1項の規定の適用については、第35条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の7第1項前段、第35条の8、第35条の9第1項、附則第6条第1項、附則第6条の3第1項及び附則第6条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第35条の6から第35条の8まで、第35条の9第1項、附則第6条第1項、附則第6条の3第1項及び附則第6条の3の2第1項の規定の適用については、第35条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の7第1項前段、第35条の8、第35条の9第1項、附則第6条第1項、附則第6条の3第1項及び附則第6条の3の2第1項中

第35条の9第1項並びに附則第6条第1項及び第6条の3第1項中

「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第35条の6から第35条の8まで、第35条の9第1項並びに附則第6条第1項及び第6条の3第1項の規定の適用については、第35条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の7第1項前段、第35条の8、第35条の9第1項並びに附則第6条第1項及び第6条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第35条の6から第35条の8まで、第35条の9第1項並びに附則第6条第1項及び第6条の3第1項の規定の適用については、第35条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の7第1項前段、第35条の8、第35条の9第1項並びに附則第6条第1項及び第6条の3第1項中

「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条の2 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第35条の6から第35条の8まで、第35条の9第1項並びに附則第6条第1項、第6条の3第1項及び第6条の3の2第1項の規定の適用については、第35条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の7第1項前段、第35条の8、第35条の9第1項並びに附則第6条第1項、第6条の3第1項及び第6条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

3・4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第35条の6から第35条の8まで、第35条の9第1項並びに附則第6条第1項、第6条の3第1項及び第6条の3の2第1項の規定の適用については、第35条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の7第1項前段、第35条の8、第35条の9第1項並びに附則第6条第1項、第6条の3第1項及び第6条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の

「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条の2 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第35条の6から第35条の8まで、第35条の9第1項並びに附則第6条第1項及び第6条の3第1項の規定の適用については、第35条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の7第1項前段、第35条の8、第35条の9第1項並びに附則第6条第1項及び第6条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

3・4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第35条の6から第35条の8まで、第35条の9第1項並びに附則第6条第1項及び第6条の3第1項の規定の適用については、第35条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の7第1項前段、第35条の8、第35条の9第1項並びに附則第6条第1項及び第6条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の

額及び附則第19条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条の3 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第35条の6から第35条の8まで、第35条の9第1項並びに附則第6条第1項、第6条の3第1項及び第6条の3の2第1項の規定の適用については、第35条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の7第1項前段、第35条の8、第35条の9第1項並びに附則第6条第1項、第6条の3第1項及び第6条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

3・4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第35条の6から第35条の8まで、第35条の9第1項並びに附則第6条第1項、第6条の3第1項及び第6条の3の2第1項の規定の適用については、第35条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の7第1項前段、第35条の8、第35条の9第1項並びに附則第6条第1項、第6条の3第1項及び第6条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

額及び附則第19条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条の3 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第35条の6から第35条の8まで、第35条の9第1項並びに附則第6条第1項及び第6条の3第1項の規定の適用については、第35条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の7第1項前段、第35条の8、第35条の9第1項並びに附則第6条第1項及び第6条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

3・4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第35条の6から第35条の8まで、第35条の9第1項並びに附則第6条第1項及び第6条の3第1項の規定の適用については、第35条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の7第1項前段、第35条の8、第35条の9第1項並びに附則第6条第1項及び第6条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)	(3)～(5) (略)
6 (略)	6 (略)

宝塚市市税条例の一部を改正する条例(平成26年条例第19号)新旧対照表(附則第8項による改正関係)

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る新条例第79条及び附則第15条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(略)</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税 _____に係る新条例第79条及び附則第15条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(略)</p>

報告第3号

専決処分した事件の承認を求めることについて
宝塚市都市計画税条例(昭和33年条例第1号)新旧対照表

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>(法附則第15条第14項の条例で定める割合)</p> <p>2 法附則第15条第14項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の3(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第14項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1)とする。</p> <p>(法附則第15条第32項の条例で定める割合)</p> <p>3 法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>(法附則第15条第36項の条例で定める割合)</p> <p>4 法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>(法附則第15条第37項の条例で定める割合)</p> <p>5 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>(法附則第15条第41項の条例で定める割合)</p> <p>6 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>7 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高年齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である</p> <hr/> <p>_____ 旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 家屋が高年齢者、障害者等の移動等の円</p>	<p>附 則</p> <p>(法附則第15条第13項の条例で定める割合)</p> <p>2 法附則第15条第13項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の3(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第13項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1)とする。</p> <p>(法附則第15条第31項の条例で定める割合)</p> <p>3 法附則第15条第31項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>(法附則第15条第35項の条例で定める割合)</p> <p>4 法附則第15条第35項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>(法附則第15条第36項の条例で定める割合)</p> <p>5 法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>(法附則第15条第40項の条例で定める割合)</p> <p>6 法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>(改修特別特定建築物に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>7 法附則第15条の11第1項の改修特別特定建築物について同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高年齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準(同条第3項の条例で付加した事項を含む。)又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 家屋が高年齢者、障害者等の移動等の円</p>

滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別

(4)～(6) (略)

19 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は法附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条各号に掲げる特別特定建築物(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。)のいずれに該当するかの別

(4)～(6) (略)

19 法附則第15条第1項、第8項、第12項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項、第30項から第32項まで、第35項、第36項、第40項若しくは第43項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は法附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

報告第4号

専決処分した事件の承認を求めることについて
宝塚市国民健康保険税条例(昭和34年条例第28号)新旧対照表

改正前	改正後
<p>(課税額)</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額(国民健康保険税のうち、宝塚市特別会計条例(昭和39年条例第17号)第1条第1号に規定する国民健康保険事業費特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定による国民健康保険事業費納付金(以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。)の納付に要する費用のうち、兵庫県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による後期高齢者支援金等(以下この条において「後期高齢者支援金等」という。)<u>及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下この条において「介護納付金」という。)</u></p> <p>_____の納付に要する費用に充てる部分を除く。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2~4 (略)</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額(国民健康保険税のうち、宝塚市特別会計条例(昭和39年条例第17号)第1条第1号に規定する国民健康保険事業費特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定による国民健康保険事業費納付金(以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。)の納付に要する費用のうち、兵庫県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による後期高齢者支援金等(以下この条において「後期高齢者支援金等」という。)<u>、介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下この条において「介護納付金」という。)</u>及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の規定による子ども・子育て支援納付金(以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。))の納付に要する費用に充てる部分を除く。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 子ども・子育て支援納付金課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(兵庫県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)</p> <p>2~4 (略)</p> <p>5 <u>第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)</u>及びその世帯に属する国民健康保険の被保</p>

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の8.4を乗じて算定する。

2 (略)

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)

第5条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。))と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この条において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第5条の4 _____及び第11条において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第5条の4 _____及び第11条において同じ。)以外の世帯 23,900円

険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者(地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。))につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が法施行令第56条の88の2第4項に規定する額を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、同項に規定する額とする。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法

第314

条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の8.4を乗じて算定する。

2 (略)

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)

第5条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。))と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この条において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第5条の4、第7条の6及び第11条において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第5条の4、第7条の6及び第11条において同じ。)以外の世帯 23,900円

(2)・(3) (略)

(低所得者の国民健康保険税の減額)

第11条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額から当該各号ア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が法施行令第56条の88の2第1項に規定する額を超える場合には、同項に規定する額)、第2条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該各号ウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が法施行令第56条の88の2第2項に規定する額を超える場合には、同項に規定する額)並びに第2条第4項本文の介護納付金課税額から当該各号オ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が法施行令第56条の88の2第3項に規定する額を超える場合には、同項に規定する額) _____

(2)・(3) (略)

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)

第7条の3 第2条第5項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の0.29を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第7条の4 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,300円とする。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第7条の5 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について100円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額)

第7条の6 第2条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 900円
- (2) 特定世帯 450円
- (3) 特定継続世帯 675円

(低所得者の国民健康保険税の減額)

第11条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額から当該各号ア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が法施行令第56条の88の2第1項に規定する額を超える場合には、同項に規定する額)、第2条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該各号ウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が法施行令第56条の88の2第2項に規定する額を超える場合には、同項に規定する額)、第2条第4項本文の介護納付金課税額から当該各号オ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が法施行令第56条の88の2第3項に規定する額を超える場合には、同項に規定する額)並びに第2条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額から当該各号キからケまでに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が法施行令第56条の88の2第4項に

の合算額とする。

- (1) 法施行令第56条の89第2項第2号イに掲げる区分に該当する世帯に係る納税義務者

ア～カ (略)

- (2) 法施行令第56条の89第2項第2号ロに掲げる区分に該当する世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～カ (略)

規定する額を超える場合には、同項に規定する額)の合算額とする。

- (1) 法施行令第56条の89第2項第2号イに掲げる区分に該当する世帯に係る納税義務者

ア～カ (略)

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について 910円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について 70円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 630円

(イ) 特定世帯 315円

(ウ) 特定継続世帯 473円

- (2) 法施行令第56条の89第2項第2号ロに掲げる区分に該当する世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～カ (略)

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について 650円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について 50円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 450円

(イ) 特定世帯 225円

(ウ) 特定継続世帯 338円

(3) 法施行令第56条の89第2項第2号ハに掲げる区分に該当する世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～カ (略)

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第11条の2 (略)

2～4 (略)

(出産被保険者に係る所得割及び均等割額の

(3) 法施行令第56条の89第2項第2号ハに掲げる区分に該当する世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～カ (略)

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について 260円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について 20円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 180円

(イ) 特定世帯 90円

(ウ) 特定継続世帯 135円

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第11条の2 (略)

2～4 (略)

5 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に未就学児がある場合における当該未就学児に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額は、第7条の4に定める額から、650円を減額して得た額とする。

6 前項の規定にかかわらず、前条の規定により国民健康保険税の額を減額するものとした納税義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額は、同条の規定により減額した後の額から、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 前条第1号キに規定する金額を減額した世帯 195円

(2) 前条第2号キに規定する金額を減額した世帯 325円

(3) 前条第3号キに規定する金額を減額した世帯 520円

(出産被保険者に係る所得割並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額の

2 (略)

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第11条の4 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第12条の3において同じ。)である場合における第3条及び第11条の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第11条の4)に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、第11条第1号中「法施行令第56条の89第2項第2号イに掲げる区分に該当する」とあるのは「第11条の4に規定する特例対象被保険者等の法第703条の5第1項に規定する総所得金額に給与所得が含まれている場合において、当該給与所得について所得税法第28条第

つき第7条の5の規定により算定した各年度の18歳以上被保険者均等割額(第11条に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

2 (略)

(18歳未満被保険者の被保険者均等割額の減額)

第11条の4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「18歳未満被保険者」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額(前3条に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第11条の5 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第12条の3において同じ。)である場合における第3条及び第11条の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第11条の5)に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、第11条第1号中「法施行令第56条の89第2項第2号イに掲げる区分に該当する」とあるのは「第11条の5に規定する特例対象被保険者等の法第703条の5第1項に規定する総所得金額に給与所得が含まれている場合において、当該給与所得について所得税法第28条第

2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとして当該総所得金額を算定したとき(次号及び第3号において「給与所得に係る特例算定の場合」という。)に、法施行令第56条の89第2項第2号イに掲げる区分に該当することとなる」と、同条第2号中「法施行令第56条の89第2項第2号ロに掲げる区分に該当する」とあるのは「給与所得に係る特例算定の場合に法施行令第56条の89第2項第2号ロに掲げる区分に該当することとなる」と、同条第3号中「法施行令第56条の89第2項第2号ハに掲げる区分に該当する」とあるのは「給与所得に係る特例算定の場合に法施行令第56条の89第2項第2号ハに掲げる区分に該当することとなる」とする。

附 則

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 2 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第5条の2及び第6条_____の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第5条の2及び第6条_____の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1

2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとして当該総所得金額を算定したとき(次号及び第3号において「給与所得に係る特例算定の場合」という。)に、法施行令第56条の89第2項第2号イに掲げる区分に該当することとなる」と、同条第2号中「法施行令第56条の89第2項第2号ロに掲げる区分に該当する」とあるのは「給与所得に係る特例算定の場合に法施行令第56条の89第2項第2号ロに掲げる区分に該当することとなる」と、同条第3号中「法施行令第56条の89第2項第2号ハに掲げる区分に該当する」とあるのは「給与所得に係る特例算定の場合に法施行令第56条の89第2項第2号ハに掲げる区分に該当することとなる」とする。

附 則

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 2 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第5条の2、第6条及び第7条の3の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第5条の2、第6条及び第7条の3の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1

項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条の2及び第6条 _____ の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条の2及び第6条 _____ の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険

項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条の2、第6条及び第7条の3の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条の2、第6条及び第7条の3の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険

の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条の2及び第6条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条の2及び第6条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税などに関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条の2及び第6条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第

の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条の2、第6条及び第7条の3の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条の2、第6条及び第7条の3の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税などに関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条の2、第6条及び第7条の3の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第

16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税などに関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条の2及び第6条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条の2及び第6条_____の規定の適用については、第3条第1項中

16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税などに関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条の2、第6条及び第7条の3の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条の2、第6条及び第7条の3の規定の適用については、第3条第1項中

「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条の2及び第6条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

(平成31年度以後の年度分に係る国民健康保険税の減免の特例)

- 13 平成31年度以後の年度分に係る国民健康保険税のうち第2条第2項から第4項までの所得割に係る減免については、当分の間、第12条第2項中「当該被保険者が国民健康保険法第7条の規定による資格を取得する日(以下この項において「資格取得日」という。)

「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条の2、第6条及び第7条の3の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

(平成31年度以後の年度分に係る国民健康保険税の減免の特例)

- 13 平成31年度以後の年度分に係る国民健康保険税のうち第2条第2項から第5項までの所得割に係る減免については、当分の間、第12条第2項中「当該被保険者が国民健康保険法第7条の規定による資格を取得する日(以下この項において「資格取得日」という。)

の属する月から以後2年を経過する月までの間に係る国民健康保険税を、その申請に基づき、」とあるのは、「その申請に基づき、国民健康保険税のうち第2条第2項から第4項までの所得割を」と、同項第1号中「資格取得日」とあるのは、「国民健康保険法第7条の規定による資格を取得する日(次号において「資格取得日」という。)」とする。

の属する月から以後2年を経過する月までの間に係る国民健康保険税を、その申請に基づき、」とあるのは、「その申請に基づき、国民健康保険税のうち第2条第2項から第5項までの所得割を」と、同項第1号中「資格取得日」とあるのは、「国民健康保険法第7条の規定による資格を取得する日(次号において「資格取得日」という。)」とする。

議案第49号

執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 執行機関の附属機関設置に関する条例(昭和41年条例第1号)新旧対照表
 (現行)

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、執行機関の附属機関として、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、次の機関を置く。

附属機関の属する執行機関	附属機関	担当事務	組織及び構成	
			委員総数	構成
教育委員会				
	宝塚市教育環境審議会	市立小学校及び中学校の教育環境の整備についての調査、審議に関する事務	11人以内 (必要に応じ臨時委員を置く。)	知識経験者 3人以内 児童又は生徒の保護者の代表者 2人 学校長 2人 市内の公共的団体の代表者 2人 公募による市民 2人
	宝塚市幼稚園教育審議会	公私立幼稚園教育の振興等についての調査、審議に関する事務	11人	知識経験者 3人 私立幼稚園の代表者 2人 公立幼稚園の代表者 2人 公私立保育所の代表者 2人 公募による市民 2人

(改正案)

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、執行機関の附属機関として、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、次の機関を置く。

附属機関の属する執行機関	附属機関	担当事務	組織及び構成	
			委員総数	構成
教育委員会				
	宝塚市教育環境審議会	市立小学校、市立中学校並びに市立及び私立の幼稚園その他の就学前教育施設に係る教育環境の整備についての調査、審議に関する事務	14人以内 (必要に応じ臨時委員を置く。)	知識経験者 4人以内 児童又は生徒の保護者の代表者 2人 学校長 2人 幼稚園長 1人 保育所長 1人 市内の公共的団体の代表者 2人 公募による市民 2人

議案第50号

宝塚市市税条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市市税条例(昭和29年条例第32号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(寄附金税額控除) 第35条の7 (略) 2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項(法附則第5条の6第2項 _____ の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。 (市民税の申告) 第37条の2 第24条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、別に定める様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第37条の3の2第1項第3号及び第37条の3の3第1項 _____ において同じ。)) (前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。)の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第35条の7第1項及び第2項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下こ</p>	<p>(寄附金税額控除) 第35条の7 (略) 2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項(法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。 (市民税の申告) 第37条の2 第24条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、別に定める様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第37条の3の2第1項第3号並びに第37条の3の3第1項及び第2項第4号において同じ。)) (前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。)の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第35条の7第1項及び第2項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下こ</p>

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第37条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第52条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 当該公的年金等支払者の名称
- (2) 特定配偶者の氏名
- (3) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (4) 前3号に掲げるもののほか、施行規則で定める事項

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第37条の3の3 次に掲げる者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)は、公的年金等支払者(所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等(以下この項において「公的年金等」という。)の支払者をいう。以下この条において同じ。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者

(2) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)の支払を受ける第24条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。次号及び次項第3号において同じ。)(退職手当等(第52条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。))に係る所得を有する者に限る。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

(3) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。)の支払を受ける第24条第1項第1号に掲げる者(当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。)であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。)若しくは特定親族(合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有す

2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。

3 (略)

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(固定資産税の免税点)

第58条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固

る者

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 公的年金等支払者の名称

(2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨

(3) 特定配偶者の氏名

(4) 扶養親族又は特定親族の氏名

(5) その他施行規則で定める事項

3 第1項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した第1項又は同条第1項の規定による申告書に

記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、第1項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した第1項又は同条第1項の規定による申告書を提出

することができる。

4 (略)

5 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の8において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(固定資産税の免税点)

第58条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固

定資産税の課税標準となるべき額が土地 _____ にあっては30万円、家屋にあっては20万円、償却資産にあっては150万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。

(固定資産税の納期)

第62条 固定資産税の納期は、次のとおりとする。

- 第1期 5月17日から同月31日まで
- 第2期 7月17日から同月31日まで
- 第3期 12月17日から同月28日まで
- 第4期 2月17日から同月末日まで

2・3 (略)

附 則

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第5条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第35条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第6条の3 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)には、法附則第5条の4第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第35条の3及び第35条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 (略)

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第6条の4 第35条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に

定資産税の課税標準となるべき額が土地又は家屋にあっては30万円 _____、償却資産にあっては180万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。

(固定資産税の納期)

第62条 固定資産税の納期は、次のとおりとする。

- 第1期 5月17日から同月31日まで
- 第2期 7月17日から同月31日まで
- 第3期 12月17日から同月26日まで
- 第4期 2月17日から同月末日まで

2・3 (略)

附 則

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第5条 平成30年度以後 _____ の各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第35条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第6条の3 平成22年度から令和25年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和12年までの各年である場合に限る。)には、法附則第5条の4第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第35条の3及び第35条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 (略)

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第6条の4 第35条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に

該当する場合又は第35条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第15条の4第1項、第15条の5第1項、第16条第1項、第17条第1項、第18条第1項、第18条の2第1項又は第19条第1項の規定の適用を受けるときは、第35条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第2項)の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第9条の2 (略)

2～9 (略)

10 (略)

11 (略)

12 (略)

13 (略)

該当する場合又は第35条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第15条の4第1項、第15条の5第1項、第16条第1項、第17条第1項、第18条第1項、第18条の2第1項、第18条の3第1項又は第19条第1項の規定の適用を受けるときは、第35条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第3項又は第4項)の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第9条の2 (略)

2～9 (略)

10 法附則第15条第24項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

11 法附則第15条第24項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

12 法附則第15条第24項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

13 法附則第15条第24項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

14 法附則第15条第24項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の3とする。

15 法附則第15条第24項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

16 法附則第15条第24項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

17 法附則第15条第24項第4号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、12分の7とする。

18 (略)

19 (略)

20 (略)

21 (略)

14 (略)

15 (略)

16 (略)

17 (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第16条の2 (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 (略)

22 (略)

23 (略)

24 (略)

25 (略)

26 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第16条の2 (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第6項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第12項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 (略)

4 第1項(第2項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等予定地のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(特定暗号資産等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第26条第1項及び第2項並びに第35条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額(以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額(特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額(次項第1号の規定により読み替えて適用される第35条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第35条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第18条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(2) 第35条の6から第35条の8まで、第35条の9第1項並びに附則第6条第1項及び第6条の3第1項の規定の適用については、第35条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の7第1項前段、第35条の8、第35条の9第1項並びに附則第6条第1項及び第6条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第36条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第18条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則

第18条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4) 附則第4条の3の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第18条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

議案第51号

宝塚市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市都市計画税条例(昭和33年条例第1号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(納期)</p> <p>第5条 都市計画税の納期は、次のとおりとする。</p> <p>第1期 5月17日から同月31日まで</p> <p>第2期 7月17日から同月31日まで</p> <p>第3期 12月17日から同月28日まで</p> <p>第4期 2月17日から同月末日まで</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(改修特別特定建築物に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>7 (略)</p> <p><u>(宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)</u></p> <p>8 (略)</p> <p>9 (略)</p> <p>10 附則第8項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、<u>附則第8項</u>の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>11 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第8項</u>の規定にかか</p>	<p>(納期)</p> <p>第5条 都市計画税の納期は、次のとおりとする。</p> <p>第1期 5月17日から同月31日まで</p> <p>第2期 7月17日から同月31日まで</p> <p>第3期 12月17日から同月26日まで</p> <p>第4期 2月17日から同月末日まで</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則</p> <p><u>(法附則第15条の11第1項の条例で定める割合)</u></p> <p>7 <u>法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。</u></p> <p>(改修特別特定建築物に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>8 (略)</p> <p><u>(宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)</u></p> <p>9 (略)</p> <p>10 (略)</p> <p>11 附則第9項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、<u>附則第9項</u>の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>12 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第9項</u>の規定にかか</p>

ならず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

12 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第8項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

(農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)

13 (略)

(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例)

14 (略)

15 (略)

16 (略)

(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)

17 (略)

18 附則第8項及び第10項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第8項及び第11項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第9項、第11項及び第12項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第11項から第13項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第13項の「農地」とは法附則第17条第1号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読

ならず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

13 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第9項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

(農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)

14 (略)

(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例)

15 (略)

16 (略)

17 (略)

(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)

18 (略)

19 附則第9項及び第11項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第9項及び第12項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第10項、第12項及び第13項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第12項から第14項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第14項の「農地」とは法附則第17条第1号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読

み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第14項から第16項までの「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、附則第15項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。

19 (略)

(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する都市計画税に関する経過措置)

20 (略)

み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第15項から第17項までの「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、附則第16項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。

20 (略)

(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する都市計画税に関する経過措置)

21 (略)

議案第52号

職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について
職員の分限の手續及び効果に関する条例(昭和29年条例第9号)新旧対照表

現行	改正案
(休職の効果) 第3条 (略) 2・3 (略) <u>4 前3項の規定による休職期間が満了したときは、自然退職とする。</u>	(休職の効果) 第3条 (略) 2・3 (略)

議案第53号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定
について

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例(平成元年条例第29号)新旧対照表(第1条による改正関係)

現行	改正案
(職員の賠償責任に基づく債務の免除) 第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第34条において準用する場合を含む。)の規定による職員の賠償責任に基づく債務で、昭和64年1月7日前における事由によるものは、将来に向かって免除する。	(職員の賠償責任に基づく債務の免除) 第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の9(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第34条において準用する場合を含む。)の規定による職員の賠償責任に基づく債務で、昭和64年1月7日前における事由によるものは、将来に向かって免除する。

宝塚市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和41年条例第47号)新旧対照表(第2条による改正関係)

現行	改正案
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が20万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の9第8項の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が20万円以上である場合とする。</p>

宝塚市病院事業の設置等に関する条例(昭和58年条例第2号)新旧対照表(第3条による改正関係)

現行	改正案
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が20万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の9第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が20万円以上である場合とする。</p>

議案第54号

宝塚市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市福祉医療費の助成に関する条例(平成3年条例第17号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(定義)</p> <p>第1条の2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 幼児 1歳の誕生日の属する月の翌月の初日から<u>6歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。</p> <p>(4) 小児 <u>6歳</u>に達する日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。</p> <p>(5)～(11) (略)</p> <p>(受給資格)</p> <p>第2条 医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、宝塚市内に住所を有する者で、高確法に規定する後期高齢者医療の被保険者若しくは医療保険各法の被保険者、組合員若しくは被扶養者であるもの又は健康保険法(大正11年法律第70号)による日雇特例被保険者で療養の給付等のいずれもが受けられないもののうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 幼児<u>及び小児</u></p> <p>(4) <u>高校生等</u></p> <p>(5)～(10) (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者から除く。ただし、第2号に該当する者で、失業その他の規則で定める理由があると認める者については、申請に基づき対象者とすることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 別表対象者の区分の欄に掲げる区分に応じ、同表所得による制限に係る者の欄に掲げる者の前年の所得(1月から6月までの間に医療保険各法(前項第5号から第9号までに規定する者にあつては、高確法を含む。<u>第4条第5項</u>において同じ。))の規定による療養の給付等が行われた場合にあつては、前々年の所得とする。)が同表所得</p>	<p>(定義)</p> <p>第1条の2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 幼児 1歳の誕生日の属する月の翌月の初日から<u>9歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。</p> <p>(4) 小児 <u>9歳</u>に達する日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。</p> <p>(5)～(11) (略)</p> <p>(受給資格)</p> <p>第2条 医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、宝塚市内に住所を有する者で、高確法に規定する後期高齢者医療の被保険者若しくは医療保険各法の被保険者、組合員若しくは被扶養者であるもの又は健康保険法(大正11年法律第70号)による日雇特例被保険者で療養の給付等のいずれもが受けられないもののうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 幼児_____</p> <p>(4) <u>小児及び高校生等</u></p> <p>(5)～(10) (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者から除く。ただし、第2号に該当する者で、失業その他の規則で定める理由があると認める者については、申請に基づき対象者とすることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 別表対象者の区分の欄に掲げる区分に応じ、同表所得による制限に係る者の欄に掲げる者の前年の所得(1月から6月までの間に医療保険各法(前項第5号から第9号までに規定する者にあつては、高確法を含む。<u>第4条第7項</u>において同じ。))の規定による療養の給付等が行われた場合にあつては、前々年の所得とする。)が同表所得</p>

限度額の欄に掲げる額以上の者

3 前項第2号の規定を適用する場合において、別表第2条第1項第5号、第6号又は第7号に規定する者の項所得限度額の欄に掲げる額を算定するに当たっては、地方税法第314条の7並びに同法附則第5条の4、第5条の4の2及び第7条の2の規定による控除前の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定により課税する所得割を除く。以下単に「所得割」という。)の額を基準とする。

4 (略)

(助成の範囲)

第4条 次に掲げる対象者に医療保険各法の規定による療養の給付等が行われた場合における医療費の助成は、当該療養の給付等(第3号に掲げる者にあつては、入院の医療に関する療養の給付等に限る。)に係る医療に要する費用の額から医療保険各法に基づき保険者(医療保険各法の規定により療養の給付等を行うものをいう。)が負担すべき額を控除した額(以下「被保険者等負担額」という。)の範囲内で行う。

(1) 第2条第1項第2号に規定する者

(2) 第2条第1項第3号に規定する者

(3) 第2条第1項第4号に規定する者

2 第2条第1項第1号に規定する者に医療保険各法の規定による療養の給付等が行われた場合における医療費の助成は、被保険者等負担額から

_____当該療養の給付等に係る医療に要する費用の額に100分の20を乗じて得た額を一部負担金として控除した額の範囲内で行う。

3 (略)

4 第2項の規定にかかわらず、前2項に規定する一部負担金の額が著しく高額となる場合は、高確法第84条の規定の例により高額療養費に相当する額の医療費の助成を行う。

限度額の欄に掲げる額以上の者

3 前項第2号の規定を適用する場合において、別表第2条第1項第5号、第6号又は第7号に規定する者の項所得限度額の欄に掲げる額を算定するに当たっては、地方税法第314条の7並びに同法附則第5条の4 _____ 及び第7条の2の規定による控除前の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定により課税する所得割を除く。以下単に「所得割」という。)の額を基準とする。

4 (略)

(助成の範囲)

第4条

第2条第1項第1号に規定する者に医療保険各法の規定による療養の給付等が行われた場合における医療費の助成は、当該療養の給付等に係る医療に要する費用の額から医療保険各法に基づき保険者(医療保険各法の規定により療養の給付等を行うものをいう。)が負担すべき額を控除した額(以下「被保険者等負担額」という。)から更に当該療養の給付等に係る医療に要する費用の額に100分の20を乗じて得た額を一部負担金として控除した額の範囲内で行う。

2 (略)

3 第1項の規定にかかわらず、前2項に規定する一部負担金の額が著しく高額となる場合は、高確法第84条の規定の例により高額療養費に相当する額の医療費の助成を行う。

4 第2条第1項第2号に規定する者並びに第2条第1項第3号及び第4号に規定する者(その者を現に監護している者が低所得者である者に限る。)に医療保険各法の規定による療養の給付等が行われた場合における医療費の助成

5 (略)

6 (略)

7 健康保険法による日雇特例被保険者で療養の給付等のいずれもが受けることができないものに係る医療費の助成は、次の各号に掲げる対象者の区分に応じ当該各号に定める額の範囲内で行う。

- (1) 第1項各号 _____ に掲げる対象者 医療に要する費用の額(同項第3号に掲げる対象者にあつては、入院の医療に関する療養の給付等に係るものに限る。)

は、被保険者等負担額の範囲内で行う。

5 第2条第1項第3号に規定する者(その者を現に監護している者が低所得者である者を除く。)に医療保険各法の規定による療養の給付等が行われた場合における医療費の助成は、次の各号に掲げる療養の給付等の種別に応じ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 医療保険各法の規定による入院以外の医療に関する療養の給付等 被保険者等負担額から保険医療機関等ごとに同一の月において2日目までを限度として1日につき、200円(被保険者等負担額が200円に満たない場合にあつては、その額)を一部負担金として控除した額の範囲内で行う。

(2) 医療保険各法の規定による入院の医療に関する療養の給付等 被保険者等負担額の範囲内で行う。

6 第2条第1項第4号に規定する者(その者を現に監護している者が低所得者である者を除く。)に医療保険各法の規定による療養の給付等が行われた場合における医療費の助成は、次の各号に掲げる療養の給付等の種別に応じ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 医療保険各法の規定による入院以外の医療に関する療養の給付等 被保険者等負担額から保険医療機関等ごとに同一の月において2日目までを限度として1日につき、400円(被保険者等負担額が400円に満たない場合にあつては、その額)を一部負担金として控除した額の範囲内で行う。

(2) 医療保険各法の規定による入院の医療に関する療養の給付等 被保険者等負担額の範囲内で行う。

7 (略)

8 (略)

9 健康保険法による日雇特例被保険者で療養の給付等のいずれもが受けることができないものに係る医療費の助成は、次の各号に掲げる対象者の区分に応じ当該各号に定める額の範囲内で行う。

- (1) 次のアからウまでに掲げる対象者 医療に要する費用の額 _____

ア 第2条第1項第2号に規定する者

イ 第2条第1項第3号及び第4号に規定す

<p>(2) 前号に掲げる対象者以外の対象者 医療に要する費用の額から当該対象者の区分に応じ第2項から前項まで(第4項を除く。)の規定による一部負担金を控除した額</p> <p>8 (略)</p> <p>9 市長は、第2項から第7項まで(第4項を除く。)に定める一部負担金について、失業、災害その他の規則で定める理由により支払うことが困難であると認める者については、申請に基づき当該一部負担金を控除しないことができる。</p> <p>(助成の方法)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>受給者証を交付されない者に係る医療費の助成は、助成する額を対象者に支払うことによつて行う。</u></p>	<p><u>る者(その者を現に監護している者が低所得者である者に限る。)</u></p> <p>ウ <u>第2条第1項第3号及び第4号に規定する者(入院の医療が行われた者(その者を現に監護している者が低所得者である者を除く。))に限る。)</u></p> <p>(2) 前号に掲げる対象者以外の対象者 医療に要する費用の額から当該対象者の区分に応じ第1項から前項まで(第3項及び第4項を除く。)の規定による一部負担金を控除した額</p> <p>10 (略)</p> <p>11 市長は、第1項から第9項まで(第3項及び第4項を除く。)に定める一部負担金について、失業、災害その他の規則で定める理由により支払うことが困難であると認める者については、申請に基づき当該一部負担金を控除しないことができる。</p> <p>(助成の方法)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

議案第55号

宝塚市立地域児童育成会条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市立地域児童育成会条例(平成16年条例第9号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(育成料)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 第3条第1項に規定する事業に係る育成料は児童1人につき月額<u>8,000円</u>とし、同条第2項に規定する事業に係る育成料は児童1人につき次の各号に掲げる延長して利用する時間の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 1時間 月額<u>9,600円</u></p> <p>(2) 1時間30分 月額<u>10,400円</u></p> <p>(3) 2時間 月額<u>11,200円</u></p> <p>(育成料の減免)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、同一世帯において2人以上の児童を入所させた場合の最も年齢の高い児童以外の児童については、第8条第2項に規定する額(前項の規定により減額されたときは、当該減額後の額)の2分の1に相当する額を減額する。</u></p> <p><u>別表第2(第9条関係)</u></p> <p>(略)</p>	<p>(育成料)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 第3条第1項に規定する事業に係る育成料は児童1人につき月額<u>12,000円</u>とし、同条第2項に規定する事業に係る育成料は児童1人につき次の各号に掲げる延長して利用する時間の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 1時間 月額<u>14,000円</u></p> <p>(2) 1時間30分 月額<u>15,000円</u></p> <p>(3) 2時間 月額<u>16,000円</u></p> <p>(育成料の減免)</p> <p>第9条 (略)</p> <p><u>別表第2(第9条関係)</u></p> <p>(略)</p>

議案第56号

宝塚市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 宝塚市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成13年条例第30号)新旧対照表
 (現行)

別表第2(第3条―第8条関係)

1 中山桜台A地区地区整備計画区域 ～8 ふじが丘地区地区整備計画区域 (略)

9 宝塚山手台地区地区整備計画区域

(ア)	計画地区の区分		独立住宅地区Ⅰ		独立住宅地区Ⅱ		独立住宅地区Ⅲ
(カ)	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離の最低限度	(a)	<u>建築物の外壁等の面から計画図に表示するaの部分の道路境界線(水路がある場合においては、その水路との境界線)までの距離</u>	<u>建築物の外壁等の面から計画図に表示するa及びbの部分以外の部分の道路境界線(水路がある場合においては、その水路との境界線)までの距離</u>	<u>建築物の外壁等の面から計画図に表示するaの部分の道路境界線(水路がある場合においては、その水路との境界線)までの距離</u>	<u>建築物の外壁等の面から計画図に表示するa及びbの部分以外の部分の道路境界線(水路がある場合においては、その水路との境界線)までの距離</u>	<u>建築物の外壁等の面から道路境界線(水路がある場合においては、その水路との境界線)までの距離</u>

10 川面3丁目地区地区整備計画区域 ～43 雲雀丘3丁目北地区地区整備計画区域 (略)

(改正案)

別表第2(第3条—第8条関係)

- 1 中山桜台A地区地区整備計画区域 ～8 ふじが丘地区地区整備計画区域 (略)
- 9 宝塚山手台地区地区整備計画区域

(ア)	計画地区の区分		独立住宅地区Ⅰ		独立住宅地区Ⅱ		独立住宅地区Ⅲ
(カ)	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離の最低限度	(a)	<u>建築物の外壁等の面から計画図に表示する a の部分の道路境界線(水路がある場合においては、その水路との境界線)までの距離</u>	<u>建築物の外壁等の面から計画図に表示する a の部分以外の部分(計画図に表示する b の部分を除く。)の道路境界線(水路がある場合においては、その水路との境界線)までの距離</u>	<u>建築物の外壁等の面から計画図に表示する a の部分の道路境界線(水路がある場合においては、その水路との境界線)までの距離</u>	<u>建築物の外壁等の面から計画図に表示する a の部分以外の部分(計画図に表示する f の部分を除く。)の道路境界線(水路がある場合においては、その水路との境界線)までの距離</u>	<u>建築物の外壁等の面から計画図に表示する f の部分を除く部分の道路境界線(水路がある場合においては、その水路との境界線)までの距離</u>

- 10 川面3丁目地区地区整備計画区域 ～43 雲雀丘3丁目北地区地区整備計画区域 (略)

議案第57号

和解することについて

事件の概要

宝塚市立中学校(以下「本件中学校」という。)に在籍していた原告は、令和5年(2023年)10月11日11時15分頃、本件中学校の体育の授業中に行われたソフトボールにおいて、被告がボールを打った直後に手から離れたバットに直撃し負傷した(以下「本件事故」という)。本件事故により原告は、下口唇裂傷、外傷性歯冠破折の障害を負い、右上中切歯及び側切歯が失活したのに加えて、かかる障害が起因して、慢性根尖性歯周炎及び内部吸収を伴う不可逆性歯髄炎に罹患していると診断され、その治療のため現在も通院を続けている。

原告が本件事故によって被った損害について、被告には不法行為に基づく損害賠償責任があるとして、令和7年(2025年)7月25日付けで、原告は、神戸地方裁判所伊丹支部に損害賠償請求訴訟を提起した。その後、令和7年(2025年)9月8日付けで、被告は、民事訴訟法第53条第1項に基づき、宝塚市に対して訴訟告知を行ったため、宝塚市は被告側に補助参加した。

本件事故については、被告にも不法行為に基づく損害賠償責任が認められるが、本件中学校の教職員は、授業開始前に一定の安全に関する指導は行っていたものの、待機している生徒をフェンスで保護するような配慮はできておらず、現場から離れた場所で監視している状況であったことなど、補助参加人宝塚市の安全配慮義務違反による過失が重いことが認められ、この点について当事者間でも争いはなかったことから、神戸地方裁判所伊丹支部より本和解案が示された。

これを受けて、宝塚市は、解決金として100万円を支払うこと、また、学校の授業中の事故であり、故意の認められない被告に対して、宝塚市は、求償を行わないことで和解しようとするものである。

議案第58号

損害賠償の額の決定について

損害賠償の額の算定方法

賠償の金額の内訳

- | | |
|-------------------|----------|
| (1) 天井ガラスの修繕費用 | 786,500円 |
| (2) 過失による市の負担割合 | 100% |
| (3) 市の相手方に対する賠償金額 | 786,500円 |

議案第59号

宝塚市自治功労者の認定について

宝塚市自治功労者に認定しようとする者

住 所

氏 名 吉 岡 睦 展

生年月日

勤続年数 36年6箇月

職 歴 平成 2年10月 宝塚市に奉職

平成28年 4月 市立病院薬剤部主幹

平成30年 4月 市立病院薬剤部長

令和 8年 3月 退職

宝塚市自治功労者条例(抜粋)

第2条 次に掲げる者は、自治功労者とする。

- (1) 1任期以上在職した市長
- (2) 2任期以上引き続き在職した議会議員
- (3) 市職員で本市に引き続き満20年以上勤続した者で議会の認定を経た者

※個人情報等の保護のため一部マスキングしています。

議案第60号

宝塚市自治功労者の認定について

宝塚市自治功労者に認定しようとする者

住 所

氏 名 岡 本 直 也

生年月日

勤続年数

37年

職 歴

平成元年 4月	宝塚市に奉職
平成26年 4月	産業文化部宝のまち創造室文化政策課長 兼ねて産業文化部宝のまち創造室課長(国際交流担当)
平成30年 4月	産業文化部課長(文化芸術施設及び庭園整備担当)
令和 2年 4月	産業文化部宝のまち創造室長
令和 5年 4月	産業文化部長
令和 8年 3月	退職

※個人情報等の保護のため一部マスキングしています。

議案第61号

宝塚市農業委員会の委員任命につき同意を求めることについて
宝塚市農業委員会の委員に任命しようとする者

氏名	生年月日	住所	職業	主な経歴	備考
今里 善直	■■■■■ ■■■■■	■■■■■ ■■■■■	農業	中筋南農会長 中筋水利組合長	
金岡 保恵	■■■■■ ■■■■■	■■■■■ ■■■■■	農業	華道(嵯峨御流)師範	
阪上 勝弥	■■■■■ ■■■■■	■■■■■ ■■■■■	農業	第24期宝塚市農業委員 山本農会長 山本水利組合長	①
阪上 栄仁	■■■■■ ■■■■■	■■■■■ ■■■■■	農業	宝塚山本ガーデン・クリエ イティブ(株)取締役(現在) 口谷農会役員	
田川 千恵	■■■■■ ■■■■■	■■■■■ ■■■■■	農業	生活協同組合コープこうべ (現在) 市立安倉幼稚園 PTA 会長	②
中西 健二	■■■■■ ■■■■■	■■■■■ ■■■■■	農業	兵庫県青年農業士 兵庫県農業法人協会副会長	①
平塚 茂樹	■■■■■ ■■■■■	■■■■■ ■■■■■	会社員	第25期宝塚市農業委員(現 在) 宝塚神社総代(現在) 小林自治会役員	
福田 俊治	■■■■■ ■■■■■	■■■■■ ■■■■■	農業	宝塚市農会連合会会長 玉瀬農会長	②
船岡 知恵美	■■■■■ ■■■■■	■■■■■ ■■■■■	農業	第25期宝塚市農業委員(現 在)	
三坂 友章	■■■■■ ■■■■■	■■■■■ ■■■■■	自営業	土地家屋調査士(現在) 行政書士(現在) (一社)地方創生パートナーズ 代表理事(現在)	③
南 豊	■■■■■ ■■■■■	■■■■■ ■■■■■	農業	宝塚市農会連合会会長 下佐曾利農会長	②
南上田 有美	■■■■■ ■■■■■	■■■■■ ■■■■■	農業	民生協力委員(現在)	
安庭 定幸	■■■■■ ■■■■■	■■■■■ ■■■■■	農業・ 自営業	川面農会長	

注 備考欄 ①：認定農業者 ②：認定農業者に準ずる者 ③：利害関係を有しない者

農業委員会等に関する法律(抜粋)

(委員の任命)

第8条 委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て、任命する。

2・3 (略)

- 4 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。
 - (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 5 市町村長は、第1項の規定による委員の任命に当たっては、次に掲げる者が委員の過半数を占めるようにしなければならない。ただし、その区域内における認定農業者(農業経営基盤強化促進法第13条第1項に規定する認定農業者をいう。以下同じ。)が少ない場合その他の農林水産省令で定める場合は、この限りでない。
 - (1) 認定農業者である個人
 - (2) 認定農業者である法人の業務を執行する役員又は農林水産省令で定める使用人
- 6 前項に定めるもののほか、市町村長は、第1項の規定による委員の任命に当たっては、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならない。
- 7 市町村長は、第1項の規定による委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。

宝塚市農業委員会の委員等の定数を定める条例(抜粋)

(宝塚市農業委員会の委員の定数)

第2条 宝塚市農業委員会の委員の定数は、13人とする。

※個人情報等の保護のため一部マスキングしています。

諮問第2号

人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて
人権擁護委員の候補者として推薦しようとする者

住 所

氏 名 萩野雅憲

生年月日

学 歴

職 歴

昭和55年 4月 宝塚市立良元小学校教諭
昭和63年 4月 宝塚市立小浜小学校教諭
平成 7年 4月 宝塚市教育委員会青少年センター指導主事
平成11年 4月 宝塚市教育委員会同和教育推進室指導主事
平成16年 4月 宝塚市教育委員会人権教育課指導主事
平成18年 4月 宝塚市立仁川小学校教頭
平成19年 4月 宝塚市教育委員会管理部職員課長
平成22年 4月 宝塚市教育委員会学校教育課教育支援室長
平成24年 1月 宝塚市教育委員会学校教育部長
平成24年 4月 宝塚市立仁川小学校校長
平成29年 3月 定年退職
平成29年 4月 宝塚市立仁川小学校校長
平成30年 4月 宝塚市教育委員会学校教育課勤務
宝塚市人権・同和教育協議会(宝同協)事務局職員
令和 5年 3月 退職
令和 6年 1月 人権擁護委員
現在に至る。

人権擁護委員法(抜粋)

(委員の推薦及び委嘱)

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 前項の法務大臣の委嘱は、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)が推薦した者の中から、当該市町村を包括する都道府県の区域(北海道にあつては、第16条第2項ただし書の規定により法務大臣が定める区域とする。以下第5項において同じ。)内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会の意見を聴いて、行わなければならない。

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

4～8 略

※個人情報等の保護のため一部マスキングしています。